

鈴鹿市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を次のように定めたので、同法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年2月10日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

選挙人名簿の登録を行う日 令和7年3月3日